

香川県報



第 38 号

平成 18 年

5月16日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

障害者自立支援法の規定による事業者の指定

（障害福祉課） 一

道路の区域変更（三件）

（道路課） 二

道路の供用開始（四件）

（道路課） 三

道路の区域変更及び供用開始

（道路課） 四

公告

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出

（経営支援課） 八

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（四件）

（経営支援課） 九

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による広告（四件）

（経営支援課） 一〇

貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し

（貸金課） 一〇

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課） 一〇

教育委員会公告

一般競争入札の実施

（障害児教育課） 一〇

告示

香川県告示第四百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年五月一六日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇一五〇一 二〇	きしゃぼっぽ 木田郡三木町大字 井戸二三九四番地	特定非営利活動法人すぶるん 木田郡三木町大字 井戸二三九四番地	平成十八年 四月二十四日	児童デイサービス（障害児）

香川県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 白鳥引田線（四十号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
	前	後			
東かがわ市東山字東円坊一七八七番三地先から 東かがわ市東山字東円坊一四四六番一地先まで	七・八	一〇・〇	二五・〇	四二〇	道路維持修繕工事に伴う現道拡幅
	二五・〇	二五・〇			

香川県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六

日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 三木牟礼線(三十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
木田郡三木町大字井上字馬場一九 一三番一二地先から 木田郡三木町大字井上字馬場一八 五一番五地先まで	前	八・〇	三四八	歩道新設工事に伴う現道拡幅
	後	一一・〇 三四・〇	三四八	

香川県告示第四百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 三本松停車場線(百二十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
東かがわ市三本松一一二六番一〇 地先から	前	九・〇 九・五	四六	道路改修工事に伴う現道拡幅

東かがわ市三本松一一五七番九地
先まで

後	九・〇 二三・〇	四六	
---	-------------	----	--

- 香川県告示第四百二十五号
- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
綾歌郡綾川町山田下字久保三二一八番一地 先から 綾歌郡綾川町山田下字蔵廻二一九番二地 先まで	一一・八 四一・五	六七三	平成八年香川県告示第百八十四号他で変更した区域

四 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

香川県告示第四百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路線名 府中造田線（十七号）
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町山田下字蔵廻二二六七番一地从先から	一一・八	四〇	平成八年香川県告示第八百四十二号で変更した区域
綾歌郡綾川町山田下字蔵廻二二六八番一地从先まで	一六・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

香川県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 飯野宇多津線（百九十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯野町東分字山崎二六〇〇番一地从先から	一〇・〇	七三	平成七年香川県告示第二百二十六号で変更した区域の一部
丸亀市飯野町東分字山崎二五五一番六地先まで	一〇・一		

四 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

香川県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木綾川線（十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字上生枯四七二二番一地从先から	一三・〇	八〇〇	平成十四年香川県告示第五百四十四号で変更した区域の一部
高松市西植田町字上生枯四六三三番地先まで	四六・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

香川県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十六日から同年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松善通寺線（三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市原田町字東三分一 一番三地从先から	前	〇・〇	三	道路改修事 業に伴う現 道拡幅
丸亀市原田町字東三分一 〇番六地先まで	後	二・三 〇	三	

四 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ高松 高松市東山崎町六五八番地一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市城南七〇四番地五
株式会社マツモトキヨシ 千葉県松戸市新松戸東九番地一
株式会社チヨタ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十二月二十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、〇四三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二九五台

(二) 駐輪場の収容台数

二五四台

(三) 荷さばき施設の面積

二三五・〇二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

五五・八一立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大黒天物産株式会社

開店時刻 午前零時

閉店時刻 午後十二時

株式会社マツモトキヨシ

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

株式会社チヨタ

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

株式会社大創産業

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで（一部施設については、午後十時から午前六時まで）

二 届出年月日

平成十八年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から平成十八年九月十九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年九月十九日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ屋島店 高松市高松町二四九八番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午後九時

変更後 閉店時刻 午前九時

変更後 閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年六月一日

二 届出年月日

平成十八年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から平成十八年九月十九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年九月十九日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ引田店 東かがわ市引田一八九番一ほか
- 3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年六月一日

二 届出年月日

平成十八年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市産業部商工観光室

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日(火曜日)から平成十八年九月十九日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年九月十九日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市産業部商工観光室において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社マルナカ内海店 小豆郡小豆島町安田字植松甲一四四番四ほか
- 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 株式会社マルナカ内海店

変更後 マルナカ内海店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年六月一日

二 届出年月日

平成十八年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から平成十八年九月十九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年九月十九日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第七項の規定による変更の届出があつたので、法第八条第八項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

東山崎ファッションモール 高松市東山崎町七一七番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 一三三・六八平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 二〇八・六八平方メートル

(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前零時から午後十二時まで

変更後 荷さばき施設一〜三 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設四〜六 午後十時から午前六時まで

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

二 届出年月日

平成十八年五月八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日(火曜日)から同年九月十九日(火曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第七百十三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ春日店 高松市木太町二八三番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日(火曜日)から同年六月十六日(金曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第七百十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ川島店 高松市川島本町二八八番二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から同年六月十六日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第七百十六号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

志度ショッピングセンター さぬき市志度一八九六番一ほか

三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

営業時間を延長することにより、周辺の住民等に迷惑がからぬよう管理・防犯面での対策を講ずること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から同年六月十六日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第七百十五号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ大内店 東かがわ市落合一八三番一ほか

三 法第八条第一項の規定により東かがわ市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市産業部商工観光室

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から同年六月十六日（金曜日）まで

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので公告する。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となる。）

処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

商号又は名称	氏 名	主たる営業所の所在地	登録番号	取消年月日
アキユート	松澤 亜希子	高松市塩上町三丁目十二番六号	香川県知事 (一)第〇〇 六一号	平成十八年五 月八日
有限会社アイ ユ一	黒淵 晃	高松市常盤町二丁目九番地四	香川県知事 (一)第〇〇 六二六号	平成十八年五 月八日
ファンスピー ス	安坂 明典	高松市天神前十番地九 妹尾ビル二F	香川県知事 (一)第〇〇 六二七号	平成十八年五 月八日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	床畑地区	平成一七、一二、一六
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥地区	平成一八、二、一〇
小豆郡土庄町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	馬越地区	平成一八、三、六
大信地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大信地区	平成一七、一、一七
家浦一号池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	家浦一号池地区	平成一七、九、三〇
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	竹生地区	平成一七、二、二二

"	香川用水非受益地域用水確保事業(さく井)	古郷地区	平成一七、二、五
目島地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業(貯水池)	目島地区	平成一七、二、二〇
北地水路共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北地地区	平成一七、一、一八
二面水路共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	二面地区	平成一八、一、三一
平木水路共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平木地区	平成一八、二、六

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第三号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年五月十六日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立香川中部養護学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十八年九月二十日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当

する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十八年六月九日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の 4 及び 6 並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年六月九日午後五時までに四の 1 の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十八年六月十五日までに通知する。

四 契約の内容を示す場所及び日時等（入札説明書等の交付等）

1 平成十八年五月十六日から同年六月五日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局障害児教育課 電話 〇八七 八三一 三七五六 FAX 八七 八三一 九七七七

2 入札説明会の日時及び場所

平成十八年六月六日午前十一時 香川県立香川中部養護学校教育相談室

五 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年六月二十六日午前十一時 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十八年六月二十三日午後五時までに受領したものに限り、

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金
規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十八年六月九日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の 1 に示した場所に提出すること。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負

担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

十七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Kagawa Chubu School For The Handicapped prehabricated school building, 1 set
- 2 Time-limit for tender : 11:00a.m., June 26 2006 (Tenders must be submitted by post by 5:00p.m., June 23 2006)
- 3 Contact point of the notice : Handicapped Children's Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-Ken, Japan 760-8582, Tel 087-832-3756